

令和 8 (2026) 年度 市民活動サポート事業 募集要項

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会は、市民とのパートナーシップのもと、男女共同参画社会の実現を目指すための課題解決に向けた積極的な企画をもつ NPO やグループに対し、助成を行います。

1. 募集の対象団体

- ① 京都市または京都市近郊を本拠地として活動している団体であること
- ② 団体が、形式的・実質的にも民間団体であること（実質的とは、国又は地方公共団体が資本金等を出資し、又は運営に要する基本的経費について補助金等の助成をしている団体でないことを指す）
- ③ 会計事務を適正に処理することができる体制を備えていること
- ④ 非営利、非宗教、非政治の団体であること
- ⑤ 公序良俗に反する団体でないこと

2. 助成対象となる事業

(1) 助成対象事業

- ① 幅広い市民を対象として男女共同参画社会の実現に役立つ普及啓発活動、講演会、セミナー、イベント、ワークショップ、（以下、「催事」という）等、又は男女共同参画社会実現に向けての課題を明らかにし、解決を目的とする調査研究等。
- ② 本年度内に実施するもの、及び調査に取りかかるもの。

(2) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成の対象から除外する。

- ① 事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
- ② 学会その他学術などの振興を主たる目的とする事業
- ③ 営利を目的とする事業
- ④ 京都市又は京都市から出資を受けている団体から助成を受ける事業
- ⑤ 物品の販売を伴う事業

(3) 助成は、1 団体につき 1 事業に限るものとする。

3. 事業の形態

催事（講演会、セミナー、イベント、ワークショップ）、調査研究など。

催事の会場はウイングス京都の会場又は京都市内で行うこと。オンライン等を併用した開催も可とする。

催事の実施回数は全 3 回までとする。展示期間は相談に応じる。

4. **実施期間**

令和 8 (2026) 年 8 月～令和 9 (2027) 年 3 月に完了させること。ただし、調査研究の完了が次年度となる場合は、事業計画書にその旨を記載し、協議の結果、これを認める場合がある。

※会場を利用する催事については、申請前に会場の利用方法や空き状況を確認のこと。

5. **助成金総額**

助成金の総額は 30 万円とする。

6. **当協会が行う助成業務**

- ① 助成金の交付：1 事業に対する助成金額は、最大で助成対象経費の 5 分の 4 以内とする。ただし 30 万円を限度とし、1 千円を単位として端数は切り捨てる。助成金の対象費目については下記参照。
- ② ウィングス京都で開催する場合の事業当日の保育：生後 4 ヶ月～就学前の子どもの保育（通常 4 人程度まで。時間は 1 回につき 2～3 時間までとする。）当協会指定の保育者の手配、及び保育者への謝礼は当協会が負担する。保育料は有料（当協会の規定に準じる。）で、原則として保育利用者による当日支払いとする。ただし、団体において保育者及び保育場所を用意する場合は、この限りではない。
- ③ ウィングス京都で開催する場合の事業当日の視覚障害者の手話通訳：手話通訳者は 2 名、回数は 1 回のみ、時間は 2 時間までとする。当協会指定の手話通訳者の手配、手話通訳者への謝礼は当協会が負担する。
- ④ 広報協力：チラシ原稿作成の補助、近隣の男女共同参画センターや市内公共施設等への配布協力及び講座案内「ウィングスきょうと」、ホームページ、メールマガジン「ウィングスプレス」等への掲載を行う。ただし広報のための原稿作成・チラシ印刷等は、団体が行う。
- ⑤ 職員のサポート：担当職員が、対象事業の実施・広報・調査などについての相談に応じ、講師など人材の紹介、資料のリファレンスなどを行う。

助成金の対象費目：

(ア) 諸謝金

講師や専門家等への謝礼は原則として総額 10 万円以内とする。ただし、原則として関西圏内の講師は 1 人 1 回あたり 2 万 5 千円を限度とする。

有償ボランティア（ただし、団体の会員を除く）への謝金は近隣地域からの交通費程度とし、1 人 1 回あたり 5 千円を限度とする。

舞台等を使う場合に発生する専門スタッフへの人件費等。

(イ) 旅費交通費

講師や専門知識をもった助言者などを依頼した場合の旅費、宿泊料。自家用車を利用する場合は燃料費程度。催事の場合、事業当日の運営スタッフへの交通費（実費）。

調査研究の場合、あらかじめ計画書を提出のうえ、現地までの交通費（実費）。

(ウ) 材料購入など消耗品費

直接、対象事業の成果となるものの原材料や、対象事業の実施に必要な不可欠な用品等で、概ね単価が5千円未満で耐用年数1年未満のものをいう。原則として総額3万円以内とする。

配布用の物品等へ印刷を行う場合は、この助成金で購入した旨を表示することを条件とする。

(エ) 什器備品費

対象事業の実施に必要な不可欠な器具や設置物（パネル・看板等を含む。）で、概ね単価が5千円以上で耐用年数1年以上のものをいう。原則として総額3万円以内とする。また、什器備品費を要求する場合は、購入後の継続した使用計画書を添付すること。なお、他の用途を目的に使用されるものは対象としない。

価格の分かるカタログ等を添付すること。（支出内訳書には実売価格を記入すること。）

過去に助成済みの備品についての再助成はしない。

パソコン・プリンター・カメラ・顕微鏡等汎用性のある備品は助成しない。

看板については、内容及び設置数等を明示すること。原則として看板の総額は3万円を上限とする。

助成金で購入した備品には、この助成金で購入した旨を表示すること。

(オ) 賃借料

対象事業の実施に必要な機材・器具等の賃借料、会場使用料及び付属設備費等をいう。原則として、個人からの機材賃借料は認めない。

バス等の交通手段の賃借料・有料道路通行料は旅費に計上すること。

会場を利用する催事、また、当該事業のための打ち合わせや準備、振り返り等で会場を利用する際の会場使用料及び付属設備費をここに計上すること。

(カ) 通信運搬費

対象事業の実施に必要な郵便料、通信費、運搬料などをいう。（但し、電話回線使用料、インターネット使用料は含まない）

(キ) 印刷費

チラシ・ポスター等の広報物や報告書、パンフレット等の印刷費（この助成金で作成した旨を表示すること。）

(ク) その他の経費

上記以外で目的を達成するために必要と認められる経費（例：行事保険料、ボランティア保険料など）

助成対象とならない経費

- 団体職員の人件費等の事務局管理費
- 会員への手当
- 会員の視察、研修、打ち合わせ等への参加等にかかる旅費、宿泊費、飲食費、参加費、会場費
- 事務所・倉庫の賃貸料、光熱水費、借地料、定期的に行う会合等の会場使用料、事務連絡に要する通信運搬費（電話回線使用料、インターネット使用料を含む）など、団体そのものの運営のための経費
- 他の団体が主催するイベント等の参加負担金
- 団体で実施することが可能な作業の業者委託（看板制作等の特殊技術を必要とする場合を除く。）
- その他助成対象としてふさわしくない経費

7. **応募方法**

応募する市民活動団体は、「令和8（2026）年度市民活動サポート事業募集要項」で詳細を確認のうえ、以下の書類を期限内に提出すること。

- 事業企画申請書
- 団体概要書
- 事業収支予算書
- これまでの活動実績がわかる資料
- 役員及び対象事業を主として担当する者の名簿

（「令和8（2026）年度市民活動サポート事業募集要項」および書類の様式は公益財団法人京都市男女共同参画推進協会に請求もしくはホームページからダウンロードすること。）

申込フォーム・郵送・E-mail・持参にて受付可能。オンライン相談・打ち合わせも可。ただし、持参の場合は事前に電話で来館日時を予約すること。

8. **応募締切日**
令和 8 (2026) 年 6 月 19 日 (金) 17 : 00 必着
9. **選考方法など**
応募書類とプレゼンテーションにより審査委員会において、1~3 団体を決定し、結果を各応募団体に通知する。プレゼンテーションはオンラインも併用可とする。プレゼンテーション欠席者は辞退とみなす。
- プレゼンテーション 6 月下旬
※時間が決まり次第、応募団体へ別途通知する。
 - 決定通知発送 7 月末
10. **助成金の交付**
助成金の交付は、助成金請求書の提出を受けて、必要に応じてすみやかに概算払いし、事業終了後に精算を行う。
11. **事業計画の変更・中止について**
助成決定を受けた団体は、助成決定を受けた事業内容に変更若しくは中止の事由が生じたときは、速やかに事業計画変更・中止承認申請書を理事長に提出し、承認を受けること。特に計画変更の場合、実施前に承認を済ませること。
ただし、その変更が軽微なものについては、この限りではない。
12. **事業実施報告の提出**
事業終了後 30 日以内に、事業報告書、収支決算書、領収書（原本・写、原本は審査後に返却）、その他事業の成果を示す資料を提出すること。次年度にわたる事業については、事業を開始した年度の年度末にも実績報告書、収支決算書、領収書（原本・写、原本は審査後に返却）、その他事業の成果を示す資料を提出すること。
13. **助成金の返還**
次の場合は、助成金の全額又は一部の返還を要求する。
- ① 助成事業を実施しないとき
 - ② 助成事業を中止する又は完了する見込みがないとき
 - ③ 助成事業の内容を、当協会の承認を受けないで変更したとき
 - ④ 助成金を助成の目的以外に使用するなど、不正が認められるとき
 - ⑤ 決算額が当初予算より減額し、交付した助成金が実際の助成対象経費の 5 分の 4 を超えたとき

14. 応募先

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会 啓発・連携チーム

〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地

【TEL】 075-212-8013 【FAX】 075-212-7460

【e-mail】 jigyo@wings-kyoto.jp

【URL】 <https://wings-kyoto.jp>

※ 応募書類の修正や、追加資料の提出が必要になる場合があります。できるだけ事前にご相談いただき、早めにご提出ください。